

都労連闘争の到達点は裏面もごらんください

北多摩東ニュース

2025年度
第11号

都教組北多摩東支部
電話(042)384・2941
FAX(042)384・7904
kita-higasi@mvc.biglobe.ne.jp

賃金改善の到達点と課題をみんなで共有しましょう

教職員給与についての到達点

I 教職調整額の支給割合見直し

- ・1%ずつ引き上げ 2031年度10%に

*2026年1月1日実施

II 義務教育等教員特別手当

- ・現行通り 1.5%支給 (削減なし←当初案は1.0%に削減)

III 担任手当加算

- ・対象校種 全校種 (特別支援学級含む)

- ・支給対象 学級担任 (実学級数を超えて設置している学級担任を含む)

- ・加算額 ①主担任の業務:月額3,000円

- ②副担任の業務:月額1,000円

- ③複数のもので学級を担任する業務:月額2,000円

教職調整額引き上げ・学級担任加算は
「負担」増を容認するものではない

市教委への申し入れ

- 教職調整額の引き上げは教職の専門性に対する処遇改善を図るものであり、長時間過密労働が一層困難になってはならない
- 学級担任加算制度の運用にあたり、管理職が教職員と十分に協議するように指導助言すること
- 担任・副担任手当は職務の負担に対する支給を目的としたもの 支給対象は職場の分断や不公平感をつくらないようにすること
- 手当の導入を理由とした業務の過重化を防止すること
- 時間外労働の縮減を個人の責任とせず時間外労働を正確に把握すること 実効ある措置のための協議を今後もおこなうこと

今回の都労連賃金闘争は、物価高騰に見合う賃金改善とともに教員給与について、国の改定給特法に都が従属しないことが要求でした。具体的には、①教職調整額の見直し②義務特手当を削減して、給特法に都が従属しないことが要求でした。具体的には、①教職調整額の見直し②義務特手当を削減して、給特法に都が従属しないことが要求でした。

義務特手当だけに手当をつけることは立法時の趣旨にも反する。特別支援学級の担任が支給対象から外

されるることは特別支援教育を軽視する。副担任

について、1月から支給されます。引き続き、市教委

の改定案を示しました。教諭、栄養教諭共に残業時間が多い。学級担任加算の

支給対象が限定的で差別化されています。教諭、栄養教諭共に残業時間が多い。学級担任加算の

支給対象が限定的で差別化されています。教諭、栄養教諭共に残業時間が多い。学級担任加算の

支給対象が限定的で差別化されています。教諭、栄養教諭共に残業時間が多い。学級担任加算の

支給対象が限定的で差別化されています。教諭、栄養教諭共に残業時間が多い。学級担任加算の

支給対象が限定的で差別化されています。教諭、栄養教諭共に残業時間が多い。学級担任加算の

時間外勤務の縮減のための実効ある措置を求めます



全教 教職員要求・意識
アンケートにご協力を

都労連闘争の主な到達点

| 妥結内容 | |
|--|---|
| 例月給 | <ul style="list-style-type: none"> 人事委員会勧告どおり 公民較差 (13, 580 円、3. 24%) 解消のため 例月給 (給料表) 全級全号給引上げ (平均改定率 3. 4%) 比較対象企業規模を 50 人以上から 100 人以上に見直し 行政職 (一) 1 級 113 号給以上 4,000 円 2 級 89 号給以上 4,400 円 教育職 2 級 9 号 17, 600 円 (7.3%) 2 級 109 号以上 4,900 円 ※改定給料表は支部ホームページに掲載 |
| 一時金 | <ul style="list-style-type: none"> 一時金 0.05 月分引上げ (年間 4.90 月) 再任用職員は 0.05 月分引上げ (年間 2.60 月) 実施時期 2025 年 12 月期から反映 引上げ分は期末・勤勉手当に均等配分 |
| 時間講師 日勤講師の 報酬単価 | 教諭職として扱われる時間講師。日勤講師も常勤教員と足並みを揃えて待遇改善を実施 教職調整額の引上げに合わせて報酬単価を 2026 年 1 月から 2031 年 1 月まで毎年 1%ずつ引上げ |
| 教職調整額 担任手当加算 義務特手当 | ※表面を参照 |
| 会計年度任用 職員 | <ul style="list-style-type: none"> 病気休暇を導入(傷病欠勤は廃止) 勤務日数に応じて最大 10 日有給 (2026 年 4 月 1 日実施) |
| 臨時的任用職 員制度の拡大 | 育児休暇に加え介護休暇及び短期介護休暇でも臨時的任用職員の任用が可能に。 (2026 年 4 月 1 日実施) |
| 住居手当 | 職員支給額を 30,000 円に引き上げ(27 歳まで) |
| 特地・へき地手当と地域手当の併給調整廃止 | |
| * 勤勉手当の成績率に係る加算措置の導入……育児や介護により不在となる職員の業務を代行した職員に勤勉手当の 0.02 月を加算(5 名まで) | |
| * 生理休暇の見直し ・名称を「健康管理休暇」に変更。時間単位での取得が可能 (現行どおり 2 日間) | |
| * 介護休暇の承認期間拡充 6 月→1 年に | |
| * 介護時間の取得 3 年→上限なし * 2026 年 4 月 1 日実施 | |
| * 育休、育児短時間勤務……期末手当の 5 割除算なし (2026 年 6 月支給から実施) | |

上記 * は会計年度任用職員にも適用される

団体割引
30%

団体総合生活保険
ベスト BEST

特別募集期間
2025/11/1~2025/12/25
(保険期間: 2026/1/1 午後 4 時~
2027/1/1 午後 4 時まで)

ぜんぶまとめてあなたをマモル!
熱中症も補償対象
になりました

◆ご自身やご家族のおケガ
(熱中症含む)
◆相手への損害賠償
◆持ち物や家財の破損
◆がんや介護のリスク

お問合せ先: 取扱代理店
桜保険事務所 Tel 042-467-4152
〒188-0011 西東京市田無町3-2-17

25TX-003291 2025年10月作成

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社 保険料や補償内容などの詳細は必ずパンフレット・重要事項説明書をよくお読みください。ご不明な点等は桜保険事務所までお問合せ下さい。

中学校分会へ
中学3年生の英語スピーキングテスト
ESAT-J(11月23日実施)
実施状況調査にご協力を

都教組オリジナル付箋、
ハラスメント防止マグネット
分会で活用して下さい